

# 令和2年美郷町議会議事録

## 第4回 定例会 (第2号)

招集年月日	令和2年 12月 1日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和2年 12月 3日 午前 9時30分				
		議長 佐竹一夫				
	散会	令和2年 12月 3日 午前10時13分				
		議長 佐竹一夫				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席12名 欠席 0名  凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (11)	佐竹一夫	○	6	藤原修治	○
	副議長 (5)	福島教次郎	○	7	岩根和博	○
	1	日高学	○	8	山本幹雄	○
	2	中原保彦	○	9	安田勝司	○
	3	波多野康博	○	10	箕根正一	○
	4	原克美	○	12	西嶋二郎	○

会議録署名 議員	12番	西嶋二郎	1番	日高学
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	行田綾子
	副町長	岸本建夫	健康福祉課長	松嶋由香里
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	永妻孝司
	総務課長	木川士朗	山くじらブランド推進課長	安田亮
	企画推進課長	石田圭司	建設課長	添谷正夫
	美郷くらし推進課長	旭林修範	大和事務所長	大畠修二
	会計課長	井上陽生	教育課長	漆谷千鳥
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

# 令和2年美郷町議会第4回定例会議事日程

## (第2号)

令和2年12月3日(木) 午前9時30分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	<p>議案質疑</p> <p><b>【条例案】</b></p> <p>議案第94号 美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について</p> <p>議案第95号 美郷町ゴールデンユートピア条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第96号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第97号 美郷町カヌーの里条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第98号 美郷町分収造林条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p><b>【予算案】</b></p> <p>議案第99号 令和2年度美郷町一般会計補正予算(第12号)</p> <p>議案第100号 令和2年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)</p> <p>議案第101号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号)</p> <p>議案第102号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)</p> <p>議案第103号 令和2年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)</p>

	<p>議案第104号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）</p> <p>【一般事件案】</p> <p>議案第105号 財産の取得について</p> <p>議案第106号 財産の取得について</p>
3	議案の委員会付託

(開会 午前 9時30分)

●佐竹議長

おはようございます。

全議員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番・西嶋議員、1番・日高議員を指名いたします。

日程第2、議案質疑を行います。

これより議案第94号から議案第98号までの条例案について、順次質疑を行います。

初めに議案第94号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第94号の質疑を終わります。

続きまして、議案第95号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

9番。

●安田議員

95号のゴールデンユートピアの中でですね、利用料金の減免の項が、第20号ですか、ありますけども、この度の改定では、指定管理者は別に定めるところによりということになっておりますけども、この20条の条項は、障がい者の身体障がい者の皆さんの減免等についての非常に大事な項だというように、私は理解をしておりましたけども、これが別に定めるところによりということになっておりますけども、これのなんか特別な、こういうようにされたという理由というか、ちょっとお聞かせ願いたいなど。減免の中で(1)と(2)がありますけども、これまでのあれは町長が特に必要と認める時とか、障がい者手帳を持っている場合には、減免するというような項になっておりますけども、この別に定めるところによるというのは、これも含めた先ほど含めたことになるような規定とか規則を別に定めるところに、この条項が規則かなんかで定められるのでしょうか。そこらのとこちょっとお聞かせください。言っとる意味分かりますかいね。お願いします。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

はい。ご質問でございます。第20条の方の関係でございますけども、20条の規定、現

在のところは、身体障害者手帳という形に限ったという形になっておるというところがございます。実際には、身体に障害をお持ちの方もいらっしゃいますし、他には精神の方であったりとか、そういった規定もですね、この身体障がい者も含めまして、その他の障がいをお持ちの方、そういったことも含めた形での減免規定という形で、今回改正の方の提案をさせていただいているということでございます。ですので、従前の方々がそこから外れるということではなくて、それも含めた形での改正と、包括的な減免の規定の方を行うという形のものでございます。

●佐竹議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第95号の質疑を終わります。

続きまして、議案第96号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

当初、ご提案の時に、ご説明いただいたのかも分かりませんが、私ちょっと聞き洩らしているんで、確認の意味で、あれですが、今回の条例の改定案というのは、法の改定に基づくものなのでしょうかということが1点。あっ、1点ずつ聞くんですね。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

中原議員ご質問の、今回の国民健康保険税の条例の改正ですけれども、改正の趣旨としましては、個人所得課税の見直しを踏まえたものということで、これは法の規定による改正でございます。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

これで上限を引き上げるということになりますが、この一般的には上限を引き上げると対象が増える訳ですよ。今回ですね、この上限を引き上げたことによって、新たに対象になる人は、数としてどのぐらいおられるのでしょうか。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

今回の改正ですと、個人所得課税と言いまして、通常の年金ですとか、給与の控除の方の

金額を10万円下げたものを補てんするために、健康保険税の基礎控除額を10万円上げていまして、プラスマイナスでいきますと、相殺になるものでございまして、対象につきましては特に影響はございません。ということになります。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

すみません。町内の国保税納入者で影響を受ける方はないという理解でいいんですかね。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

町内、町外基本的には一律のものになっておりますので、保険税ですとか、軽減判定につきまして、特に実質的な影響というものはございません。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第96号の質疑を終わります。

続きまして、議案第97号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第97号の質疑を終わります。

続きまして、議案第98号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

6番。

●藤原議員

分収造林地の契約満了が近づいてきたということで、収益分収の方法あるいは土地との返還等の条項を付け加えるという条例でありますけど、お伺いします。近々、直近のですね、直近の分収造林契約地の満了はいつなのか。満了地はいつなのか。面積的にはどれくらいの面積なのか、また樹脂ですね、スギ、ヒノキ、マツ等樹脂明細、そういったものをちょっと具体的にお聞かせください。

●佐竹議長

番外、山くじらブランド推進課長。

●安田山くじらブランド推進課長

分収造林の直近の契約満期日ですけども、令和3年の1月31日となっております。面積

にいたしまして2.58ヘクタールでございます。スギ1.19ヘクタール、ヒノキ1.26ヘクタール、マツ他0.13ヘクタールというふうになっております。以上でございます。

●佐竹議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

はい。了解しました。契約満了が近づいてくるわけでありまして、こういった手続で、こういった方法で解約されるのか、あるいは伐採されるのか分かりませんが、現段階の方針は、どのようなお考えでおられますでしょうか。

●佐竹議長

番外、山くじらブランド推進課長。

●安田山くじらブランド推進課長

まず、手続の方ですけども、1度、以前山の調査をいたしまして、所有者等の連絡をとりました。再度、連絡を夏から秋にかけて、交渉相手等連絡を確認致しまして、一番早いところでは、この12月に、こちらの方に来るといふふうに確認を取っております。所有者の方には、登記事項証明書や住民票等の取得等の情報等を取っていただくというふうにお願ひいたしまして、また、先方の方のそうした書類の必要事項を用意していただくというふうなことをお願いすることになります。合わせまして、皆伐等の提案書等もその時に、森林組合等と一緒にしまして、提案をしながらですね、移行を図っていきたいというふうを考えております。また、その解約交渉を終えてですね、十分相続等の整理もできましたら、地上権等の地上登記に入っていくということになります。並行しまして、森林施業の計画等を提案を並行してやる中で、どういうふうに森林経営計画に入れていくのか、どういう山にしていくのかということも説明を森林組合等と一緒にしながらですね、今後の山の方向のあり方等に関して説明していくという流れで考えております。

●佐竹議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

はい。了解しました。いずれにしても、契約満了日以降に、こういった手続に入られるんですか。契約満了日までのところで、ある程度結論を出すということでしょうか。

●佐竹議長

番外、山くじらブランド推進課長。

●安田山くじらブランド推進課長

まずは議会で承認をいただくかどうかというのが、まず最初の確認でして、その後に契約が来る前、山ですから、すぐに急に大きくなったりということはないので、それまで、ある程度分かることがあればですね、先に手続もしていくような形にはなると思ひます。以上でございます。



●佐竹議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

議会の承認ということと言われましたけど、議会に付すべき契約及び財産の処分に関する条例というのがあります。5000万円以上の契約、或いは700万以上の物の購入、処分、この項に該当するというふうに理解してよろしいわけですか。

●佐竹議長

番外、山くじらブランド推進課長。

●安田山くじらブランド推進課長

これにつきましては、条例改正を行えば、解約案件については、個々に議会に諮る必要はないというふうになっております。これにつきましては、既に出雲市さんが、今回、当町が上げている条例と同じようなことを平成24年に上げておきまして、その顧問弁護士に出雲市は確認しております。また林業公社の方でも郡内と大田管内の分収林の勉強会で、林業公社の顧問弁護士の方も同等のご意見をいただいております。

●佐竹議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

じゃあ財産の処分取得に関する条例には該当しないというふうに解釈されとるわけですね。

●佐竹議長

番外、山くじらブランド推進課長。

●安田山くじらブランド推進課長

条例改正を行えば解約案件については、そういうふうになるということで理解しております。

●佐竹議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

分かりました。総資産で7億のものを議会の承認なしで個々に処分されるということですね。了解しました。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第98号の質疑を終わります。

以上で条例案についての質疑を終わります。

次に議案第99号から議案第104号までの予算案に入ります。

初めに、議案第99号について質疑を許します。質疑をされる方はページ数を示してからお願いします。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

ページ21ページです。林業振興費の中で、報償金180万上がっております。説明の中では、イノシシの駆除増、300頭6000円と、さぶろく180万ですね。当社の計画が何頭であったか。今年度の実績が何頭であったか。だから、この数字になるんだという流れを説明してください。

●佐竹議長

番外、山くじらブランド推進課長。

●安田山くじらブラン推進課長

当初のイノシシの予算ですけども、600頭で計算を上げております。金額にしますと、360万ということです。過去3年の大体の平均で数字を挙げておりますけども、今年10月末現在で752頭捕獲されております。対前年比でいいますと、161頭多いということで、既に966万円の予算不足というふうになっている状況でございます。理由としましては、1つは君谷地域の今まで捕獲してないところに、他の駆除班の方が入られてしっかり捕られたということと、大和地域の3つの地区でしっかりと捕られているということがございます。そうした理由で捕獲頭数が増えたというふうな流れで、次3月ということでございますけども、大体150頭、不足目と含めまして150頭ぐらい捕れるんじゃないかという推計で300頭という数字で上げさせてきました。以上です。

●佐竹議長

他に質疑がございませんか。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

25ページです。土木費の住宅建設費でございます。中電の宿舎を利用してですね、そこを住宅に変えるというような計画がございましたが、これを今回取り止めるというようなことだと思います。で、その当初の計画のですね、そういった住宅にする予定だったものは、どこか代わりに準備されるのか。もう、そういった計画は、もう全くなって、必要がなくなったのか。いかがでしょうか。

●佐竹議長

番外、美郷暮らし推進課長。

●旭林美郷暮らし推進課長

お答えをいたします。今回補正予算計上させていただいております内容につきましては、

先ほど原議員がおっしゃったとおりでございます。ご質問のその次なる居住地といいますか、そのアパート等を用意する考えがあるのかというところでございますが、当初計画をしておりました中国電力さんの相生アパート、こちらに代わる物件を、現在のところ代替で用意する考えはございません。それが1点目。2点目については、まず1点目についてお答えをいたします。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

当初、僕の勘違いもあるかもしれませんが、ここへ向けてですね、バリから来られた方を住んでいただいているということだったと思うんですけども、その方達は、今度どこにお住いになるのでしょうか。

●佐竹議長

番外、美郷暮らし推進課長。

●旭林美郷暮らし推進課長

大変失礼をいたしました。当初、この中国電力さんの相生アパート取得に向けては、議員おっしゃられるとおり、外国人材の受け入れ先として1つ用意をするという考えでございました。この中国電力さんの相生アパートについては、外国人材の受け入れ先としては、移住促進住宅ですとか、そういった物件入居をしていただくということで、現在用意を進めておるところでございます。以上です。

●佐竹議長

5番、福島議員。

●福島議員

24ページ、款8、項2、目3、節22、1066万8000円の補償補てんであります。会計課長ご説明では、数路線で、何か増額の説明がございましたが、増額の理由がよく分かりません。かなり結構な金額だと思うんですが、どのような理由で上がったのか、増額になったのかということをお聞きしたい。それともう1つ、これはいいです。失礼しました。それでいいです。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

ご指摘の補償費の1066万8000円の内訳という内容でよろしいかと思いますが、まず、こちらにつきましては、都賀行宮内線こちらの方で先行と言いますか、用地買収してないところがございますので、そちらの方を先行さして補償するというので、241万7000円を補償金の方に、工事費の方から組み替えをさしていただいてやるというようなところ、それから、町道久保線の改良でございますけども、こちらの方も100万円、こちらの方、工事費から補償費へ組み替えて行うというところがございます。もう1つが、都賀

西都賀行線、こちらの方も同じように50万円補償費へ組み替えということでございます。後、町道ニタ合線でございます。こちらの方も350万円を工事費から補償費の方へ組み替えて用地補償等を進めていくということでございます。町道田水線、こちらの方が10万円、こちらの方、すみません。これは用地費から工事費へ組み替えるというような形でございます。奥山線でございます。こちらの方が375万1000円、こちらの方、補償費に組み替えをさしていただくというところでございます。大体、以上のような形で、合計が1066万8000円というような補正を今回提案さしていただいております。

●佐竹議長

5番、福島議員。

●福島議員

組み替えの理由がなかったようです。なぜ工事費から補償補填に回さないとならなかったのかということが、ちょっと。行宮内線の方は、用地先行ということで、よく分かりました。他の線について、工事費から回すというのが、補償補填に回すというか、不足の事態が生じたのか生じないのかということ、ちょっとお聞きしたいと思いました。お願いします。

●安田議員

番外、建設課長。

●添谷建設課長

なぜ、工事費から補償費にということでございますけども、例えば、奥山線、こちらの方につきましても、用地交渉をしていく中で、一人の所有者さんにつきましても、次年度以降の場所の、工事場所ですね、こちらの方にも用地がございまして、今回一緒に補償していくということで、1つの工事で減免といいますか。補償の部分を取れるのか、1回限りということでございますので、先行して補償した方が、住民のためになるということで、今回そういったことで、大幅なちょっと組み替えをさしていただいたというところでございます。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようので議案第99号の質疑を終わります。

続きまして、議案第100号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第100号の質疑を終わります。

続きまして、第101号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第101号の質疑を終わります。

続きまして議案第102号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第102号の質疑を終わります。

続きまして議案第103号について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第103号の質疑を終わります。

続きまして議案第104号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第104号の質疑を終わります。

以上で、予算案についての質疑を終わります。

次に議案第105号から議案第106号までの一般事件案に入ります。

初めに議案第105号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

9番、安田議員。

●安田議員

105号の件ですけれども、9月議会で、私の方からこの導入について、色々一般質問をしたところでありまして、この今回のエンジンポンプ5台についてはですね、そこらを十分加味して入札されたんじゃないかというようにも思えますけれども、そこらの点をですね、少し詳しくお聞かせ願えんでしょうか。改良点とか、前回色々、現場で支障をきたしておりますけれども、それらのことが解消しての入札だったかどうかを説明をお願いします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

安田議員のご質問でございます。昨年7月の内水発生時において、使用した際の改善点をまずはメーカーに送り、反映されたもので、今回納入をする予定にしております。具体的には、吸管側の取り付け不良による空気の混入による性能低下があったということがありました。ですので、吸管側もワンタッチで確実に接続できる構造とし、災害対応時でも簡単に

接続ができ、空気漏れ等が発生しない構造としております。その構造といいますのが、T S金具というもので、言うなれば、オスメスのないもの、がちやっと両方から接続できるというような金具を新たに改良ということで、納入する予定にしております。それから、排水側につきましても、内水発生箇所の状況に応じて、管の延長を変更できるように、末端側にそのT S金具を接続し、延長や構造上排水管の曲りが強く発生する箇所では、延長用の吸管を使うことにより、排水抵抗を少なくする等が可能となるように改良したものを納入する予定にしております。ですので、若干の購入費用の増ということになっております。以上です。

●佐竹議長

1番、日高議員。

●日高議員

私もちょっと簡単に聞くんですが、前回の災害時においては、浜原使用的なポンプになっていて、例えば揚程の高さが都賀本郷とか吾郷に持って行くと十分でなかったというふうなことも聞いております。今回のポンプについては、最大の揚程高ですね、これを加味したもので、入っとるんでしょうか。例えば、本郷何か一番高いんじゃないかと思うんですが、吸い上げポンプの高さですね。給水からエンジンまでが、それが賄えるようなものになってるかどうか、ちょっとお聞きします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

今回納入しますポンプは、出力的には昨年入れたものと同等のものでございまして、揚程につきましても、最大全揚程が28メートル以上要するものということで、仕様書には謳っております。以上です。

●佐竹議長

5番、福島議員。

●福島議員

2点ばかり、お伺いしたいと思います。今回から入札は、電子入札になったと伺っております。電子入札になって、どんなふうに入札の状態が変わったのかということと、それからメリットとデメリットともあろうかと思うんですが、どんな具合になっておるものか。やはり、これからはどっちみち電子入札となっていくと思うところですが、その辺の流れをひとつ伺いしたい。それから落札率ですが、これ伺いたいと思うんですが、今コロナ禍にあつて、資材不足とか色んながあつて、入札辞退とかも多いと聞いておりますけども、今回の場合は、落札率は何%だったのか。また、106号でもあるんですが、次の分でもあるんですが、今後、毎回これを聞くのもたいがたいので、議案説明の時に、もしよろしければ、落札率も合わせて、ご説明願えればありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

福島議員のご質問でございます。まず1つ目、電子入札の関係でございますが、このポンプの導入の入札につきましては、従来どおりの紙による、札による入札でございます。電子入札につきましては、土木関係の工事、それから設計関係を電子入札ということで、今実施をしております。電子入札のメリットとしましては、各業者の皆さんが、役場に来ていただくなくてもできる、手間が省けるといいますか、その辺がメリットかなと。役場側にとりましても準備する書類等はそう変わりませんが、時間的なもので、執行時間が短くなるというメリットもございます。それから、落札率の件でございます。今回の内水排除用エンジンポンプの落札率ですが、落札率99.7%ということでございます。ご指摘ありましたように、今後の財産取得につきましては、落札率を議案説明のところに入れていたいというふうに思います。以上です。

●佐竹議長

10番、旗根議員。

●旗根議員

今年、5台購入される予定なんですけど、この金具を取りつけ部分をTS金具に変えたということでございますけど、昨年購入された部分について、これをまたこうしたTS金具等々に取替えるというか、することができないものか、する予定があるのかということをお伺いします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

旗根議員のご質問でございます。昨年導入したポンプ5台につきましても、改良するという方向で、今検討しております。ただ予算的に、今年度はございませぬので、来年度以降ということになるかと思っております。以上です。

●佐竹議長

9番、安田議員。

●安田議員

先般の質問した時にですね、水中ポンプの関係を私はしっかり言ったつもりなんですけども、今回も同じポンプで、まあ改良されたということにしての同じエンジンポンプを入れるということなんですけども、やはり、消防の人が主体になって、その機器をやるわけなんですけども、昨年の方はですね、1回ほど、防災公園において訓練というか、実習したということなんですけども、やはり現場、それぞれの現場がありますんで、そこらを想定して訓練といいますか、あれしないと、実際、昨年、ああやって、あまり役に立たなかつたという現実がありますんで、そういうことのないように、改良はした分ということなんですけども、やはり、実際の訓練をしっかりですね、やっていただいて、昨年のようなことがないように、ひとつお願いしたいのと、やはり、水中ポンプというのは、業者さんが全部持つとは思いません

けども、早く設置をしていくことは、常時するというような利点もありますんで、そこらの点も多少このその他の内水対策ということでですね、業者さんと契約もされとるようすんで、そこらのポンプ、水中ポンプの出水期の間は、どのようにリースするとか、そこらの運用を依頼するのをしっかりしてあるかどうか、そこらも含めてちょっとお聞きしたいと思います。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

安田議員のご質問、まず1点目ですが、操作方法のことです。これは9月議会の一般質問の町長答弁でもお答えをしておりますが、実際に使用する消防団、分団の実際に使用する場所での想定訓練や、実際に排水を行うなどの操作研修をやりたいというふうに思っております。それから、水中ポンプの件ですが、議員おっしゃるように、災害時の協定を建設業協会と結んでおります。今現在、各町内の事業所で、14事業所におきまして、水中ポンプを保有しておられます。大きさの違いはあるんですけども、大小合わせて64基を所有しておられます。この協定に基づきまして、災害時には、排水にご協力をいただくというふうに協定でも謳っておりますし、町としましても水中ポンプの出水期のリースも考えております。運用につきましては、町内の建設業協会の方に、運用は依頼するというふうに考えております。以上です。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第105号の質疑を終わります。

続きまして、議案第106号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第106号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

日程第3、議案の委員会付託を議題といたします。

お諮りします。

先ほど質疑を終えた議案第94号から議案第106号までの13件の議案につきましては、予めお手元に配布しております議案付託表のとおり各委員会へ付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)



●佐竹議長

ご異議なしと認め、付託表のとおり各委員会へ付託することに決定いたしました。

それぞれの委員会におかれましては、慎重なご審議の程、お願いをいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は9日水曜日、定刻より開きます。

本日はこれもちまして、散会といたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前 10時 13分)